

小山町事務分掌規則一部改正案

小山町事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

小山町長

小山町規則第 号

小山町事務分掌規則の一部を改正する規則

小山町事務分掌規則（平成17年小山町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

企画総務部	企画調整課、総務課、税務課
住民福祉部	福祉課、住民課、健康課、生活環境課、防災室

を

」

「

企画総務部	政策秘書課、企画財政課、総務課、税務課
住民福祉部	健康福祉課、住民課、地域防災課

に

」

改め、同条第3項第1号中「福祉課」を「健康福祉課」に改め、同項第2号中「健康課」を「健康福祉課」に改め、同項第3号中「生活環境課」を「政策秘書課」に改める。

第3条第2項の表中

「

企画総務部	企画調整課
住民福祉部	福祉課

を

企画総務部	政策秘書課
住民福祉部	健康福祉課

に

」

改める。

第7条第3項中「専門監」の次に「、支所に支所長代理」を加える。

第9条第1項第3号イ中「災害復旧」を「専門的技術」に改め、同号中コをサとし、エからケまでをオからコまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 支所長代理は、上司の命を受け、担当事務及び支所長不在時における事務を掌理するとともに、課員に対し適切な指導助言を行う。

別表第 1 中

企画調整課	広報広聴・秘書スタッフ、企画・演習場対策スタッフ、財政・行革スタッフ	を
総務課	総務スタッフ、管財・監査スタッフ	

政策秘書課	政策秘書スタッフ	に、
企画財政課	企画・演習場対策スタッフ、財政・行政改革スタッフ	
総務課	総務スタッフ、管財・監査スタッフ、環境スタッフ	

福祉課	福祉スタッフ	を
住民課	住民窓口スタッフ、国保年金スタッフ	
健康課	健康スタッフ、介護保険・高齢者スタッフ	
生活環境課	生活安全スタッフ、環境保全スタッフ	

健康福祉課	福祉スタッフ、健康スタッフ、介護保険・高齢者スタッフ	に、
住民課	住民窓口スタッフ、国保年金スタッフ	
地域防災課	地域防災スタッフ	

商工観光課	商工スタッフ、観光スタッフ	を
-------	---------------	---

商工観光課	商工観光スタッフ	に
-------	----------	---

改める。

別表第 2 の 1 の項を次のように改める。

1 政策秘書課

- (1) 庁議に関する事。
- (2) 特命事項の調査及び調整に関する事。
- (3) 御殿場市・小山町広域行政組合との連絡調整に関する事。
- (4) 企業立地に関する事。
- (5) 工業排水路に関する事。
- (6) 町長政策提言に関する事。
- (7) 町長及び副町長の秘書に関する事。
- (8) 町長の資産等の公開に関する事。
- (9) 広報おやま及び広報おやまおしらせの発行に関する事。
- (10) 町勢要覧の発行に関する事。
- (11) 無線放送に関する事。
- (12) 報道機関等との連絡調整に関する事。
- (13) 世論調査と情報の収集に関する事。
- (14) 各種統計に関する事。
- (15) 国際交流及び姉妹町の交流に関する事。
- (16) 男女共同参画に関する事。
- (17) 要望に関する事。
- (18) 区長会に関する事。
- (19) コミュニティ活動の推進に関する事。
- (20) 地縁による団体に関する事。

別表第2の6の項を削り、同表の5の項を同表の6の項とし、同表の4の項中「福祉課」を「健康福祉課」に改め、同項第15号から第18号までを削り、同項に次の19号を加え、同項を同表の5の項とする。

- (15) 健康増進に関する事。
- (16) 母子保健に関する事。
- (17) 成人保健に関する事。
- (18) 精神保健に関する事。
- (19) 食生活改善及び食育に関する事。
- (20) 食品衛生に関する事。
- (21) 感染症予防に関する事。
- (22) 予防接種に関する事。
- (23) 医療費助成に関する事。
- (24) 保健センターの管理及び運営に関する事。

- (25) 医療環境整備に関する事。
- (26) 保健衛生関係団体に関する事。
- (27) 高齢者福祉に関する事。
- (28) 老人福祉施設の入所等に関する事。
- (29) 高齢者虐待防止に関する事。
- (30) シルバーワークプラザに関する事。
- (31) 介護保険に関する事。
- (32) 介護予防に関する事。
- (33) 地域密着型サービス等の指定及び指導監督に関する事。

別表第2中3の項を4の項とし、同表の2の項中第55号を第70号とし、第54号の次に次の15号を加え、同項を同表の3の項とする。

- (55) 廃棄物処理及び清掃に関する事。
- (56) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。
- (57) 空き缶等のポイ捨て防止に関する事。
- (58) し尿処理及びし尿浄化槽の管理指導に関する事。
- (59) 御殿場市・小山町広域行政組合斎場、衛生センター及びRDFセンターに関する事。
- (60) 公害対策に関する事。
- (61) 環境衛生自治推進協議会に関する事。
- (62) 墓地に関する事。
- (63) 狂犬病予防に関する事。
- (64) 小規模排水処理施設に関する事。
- (65) 廃棄物減量等推進に関する事。
- (66) 自然保護に関する事。
- (67) 自然公園法（昭和32年法律第161号）及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に関する事。
- (68) 環境エネルギーに関する事。
- (69) 総合相談室に関する事。

別表第2の1の項の次に次のように加える。

2 企画財政課

- (1) 町政の基本的施策の企画、調整及び調査に関する事。
- (2) 総合計画に関する事。
- (3) 総合計画審議会に関する事。

- (4) 企画会議に関する事。
- (5) 国土利用計画法に関する事。
- (6) 地域振興及び活性化の総合調整に関する事。
- (7) 土地利用基本計画に関する事。
- (8) 発電関係市町村協議会に関する事。
- (9) 地価公示に関する事。
- (10) 土地開発基金に関する事。
- (11) 地域情報化計画に関する事。
- (12) 地下水の保全に関する事。
- (13) 予算編成に関する事。
- (14) 予算の配当及び執行管理に関する事。
- (15) 町債に関する事。
- (16) 地方交付税その他交付金等に関する事。
- (17) 財政制度に関する事。
- (18) 財政事情の公表に関する事。
- (19) 各種基金の積立てに関する事。
- (20) 決算に係る施策の成果等の報告に関する事。
- (21) 御殿場市小山町土地開発公社に関する事。
- (22) 演習場の総合対策、連絡調整及び渉外に関する事。
- (23) 演習場使用協定に関する事。
- (24) 演習場周辺整備の推進及び企画調整に関する事。
- (25) 東富士演習場土地契約問題協議会に関する事。
- (26) 東富士演習場地域協議会に関する事。
- (27) 全国基地協議会に関する事。
- (28) 防衛施設周辺整備全国協議会に関する事。
- (29) 静岡県防衛協会に関する事。
- (30) 行政事務の改善及び指導に関する事。
- (31) 行政改革に関する事。
- (32) 行政評価に関する事。
- (33) 行財政改革審議会に関する事。
- (34) 職員の提案制度に関する事。
- (35) 行政組織及び事務分掌に関する事。
- (36) 職員定数管理に関する事。

(37) 地方分権に関すること。

(38) パブリックコメント制度に関すること。

別表第2の7の項を次のように改める。

7 地域防災課

(1) 交通安全に関すること。

(2) 交通安全対策協議会及び交通指導員会に関すること。

(3) 交通災害共済組合に関すること。

(4) 交通事故相談に関すること。

(5) 防犯に関すること。

(6) 生活安全のまちづくり推進協議会に関すること。

(7) 暴力追放推進協議会に関すること。

(8) 住民相談、行政相談及び消費生活相談に関すること。

(9) 消費者行政に関すること。

(10) 防災に関すること。

(11) 地震災害警戒本部及び災害対策本部に関すること。

(12) 水防（水防本部を含む。）に関すること。

(13) 防災会議及び水防協議会に関すること。

(14) 自主防災組織の指導育成に関すること。

(15) 防災無線に関すること。

(16) 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部に関すること。

(17) 県山岳遭難対策会議に関すること。

(18) 国民の保護のための法制に関すること。

(19) 非常備消防に関すること。

(20) 消防施設（備品を含む。）及び水利に関すること。

別表第2の8の項を削り、同表の9の項を同表の8の項とし、同表の10の項を同表の9の項とし、同表の11の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第16号とし、同項を同表の10の項とし、同表の12の項を同表の11の項とし、同表の13の項第3号中「開発行為等の指導及び審査」を、「都市計画法の許認可及び開発行為等の指導審査」に改め、同項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加え、同項を同表の12の項とする。

(18) 住宅建築相談室に関すること。

別表第2の14の項第1号中「公共下水道審議会」を「上下水道審議会」に改め、同項

を同表の13の項とし、同表の15の項第1号中サを削り、同号シ中「児童手当申請書」を「子どものための手当申請書」に改め、同号シをサとし、スからタまでをシからソとし、同項第2号エ中「元入会山野保護申合組合」を「須走元入会山野保護申合組合」に改め、同項第3号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、オをウとし、同号カ中「入転居時の使用料の調定」を「使用料等」に改め、同号カをエとし、キをオとし、同項を同表の14の項とし、同表の16の項を同表の15の項とする。

別表第3中

「

企画調整課	広報広聴・秘書スタッフ	秘書担当、広報広聴担当
	企画・演習場対策スタッフ	企画担当、演習場対策担当
	財政・行政改革スタッフ	財政担当、行政改革担当
総務課	総務スタッフ	行政担当、職員担当、選挙担当
	管財・監査スタッフ	管財担当、工事検査担当、監査担当

を

「

政策秘書課	政策秘書スタッフ	秘書担当、広報広聴担当
企画財政課	企画・演習場対策スタッフ	企画担当、演習場対策担当
	財政・行政改革スタッフ	財政担当、行政改革担当
総務課	総務スタッフ	行政担当、職員担当、選挙担当
	管財・監査スタッフ	管財担当、工事検査担当、監査担当
	環境スタッフ	環境担当

に、

「

福祉課	福祉スタッフ	社会福祉担当、児童福祉担当、施設管理担当
住民課	住民窓口スタッフ	住民戸籍担当
	国保年金スタッフ	国保年金担当

健康課	健康スタッフ	健康担当
	介護保険・高齢者スタッフ	介護保険担当、高齢者担当、 老人ホーム担当
生活環境課	生活安全スタッフ	生活安全担当
	環境保全スタッフ	環境保全担当
防災室		防災担当

を

健康福祉課	福祉スタッフ	社会福祉担当
	健康スタッフ	健康担当、施設管理担当
	介護保険・高齢者スタッフ	介護保険担当、高齢者担当
住民課	住民窓口スタッフ	住民戸籍担当
	国保年金スタッフ	国保年金担当
地域防災課	地域防災スタッフ	地域防災担当

に、

商工観光課	商工スタッフ	商工担当
	観光スタッフ	観光担当、施設管理担当

を

商工観光課	商工観光スタッフ	商工担当、観光担当、施設 管理担当
-------	----------	----------------------

に

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。